

経営管理権集積計画（R4第17号）

森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により、
経営管理権集積計画を定める。

令和5年4月1日

経営管理権集積計画

1 個別事項

整番 理号	R4 第17号	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）			(名称) 南部町長 佐野 和広				(所在地) 山梨県南巨摩郡南部町福士28505番地2					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）			(氏名又は名称)				(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）														
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金額（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	南部町成島字 豊ヶ峯	113-1	40	113-1	山林	0.05	スギ ヒノキ	60	公告の あつた 日から 2028年 3月31日 まで	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、南部町森林整備計画に基づき、存続期間中に次の施業を1回実施する。 ・スギヒノキ人工林：間伐 ・獣害被害が著しい場合、立木への獣害ネットの設置 伐採は林分・林地の状態を把握したうえで、生物多様性及び山腹崩壊等の災害リスクに考慮し、実施するものとする。 また、気象害及び病虫獣害の確認のため、存続期間中に1回は、目視による巡視を行う。 経営管理実施権の設定は行わない。	経営管理権に基づき乙が市町村森林經營事業を行ふものとし、乙は間伐材の搬出・販売は行わない。	乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	経営管理権設定区域は別添図面のとおり。	
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齡	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	南部町成島字 豊ヶ峯	113-1	40	113-1	山林	0.05	スギ ヒノキ	60					
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 南部町長 佐野 和広

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

（記載注意）（1）この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

（4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。

（5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

R4第17号 位置図

